

防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱

令和4年8月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格や生産資材費の高騰により深刻な影響を受けて厳しい経営環境にある農業者に対し、経費負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とし、防府市肥料高騰対策緊急支援事業(以下「事業」という。)に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付及び事業種目等)

第2条 市長は予算の範囲内において、前条の事業に要する経費について、肥料高騰対策緊急支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

2 前項の規定による事業種目、事業内容、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の規定による助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は、防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書(第1号様式)を市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(他の用途への使用禁止)

第6条 助成金の交付を受けた事業実施主体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

別表

事業種目	事業内容	補助率	事業実施主体
肥料高騰対策 緊急支援	1 土地利用 型作物生産者 が令和4年度 に購入し使用 する肥料の価 格高騰分の一 部を助成	作付面積10アールに つき1,000円と し、10アールに満た ない場合は切り捨てる また、同じ農地で複数 回の作付けを行った場 合でも1作のみの面積 とする	1 令和4年度 の作物作付面積 が10アール以 上の、市内に住 所を有する農業 者 2 令和4年度 の作物作付面積 が10アール以 上の、市内に主 たる所在地を有 する農業法人
	2 園芸作物 又は工芸作物 生産者が令和 4年度に購入 し使用する肥 料の価格高騰 分の一部を助 成	作付面積10アールに つき2,000円と し、10アールに満た ない場合は切り捨てる また、同じ農地で複数 回の作付けを行った場 合でも1作のみの面積 とする	
	3 施設花き 生産者が令和 4年度に購入 し使用する肥 料の価格高騰 分の一部を助 成	作付面積1アールにつ き500円とし、2 アールに満たない場合 は切り捨てる また、同じ農地で複数 回の作付けを行った場 合でも1作のみの面積 とする	1 令和4年度 の作物作付面積 が2アール以 上の、市内に住 所を有する農業 者 2 令和4年度 の作物作付面積 が2アール以 上の、市内に主 たる所在地を有 する農業法人

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書

防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱第3条の規定により、助成金の交付を申請します。

1 申請者

住 所	
氏 名	

2 申請額

山口県農業協同組合中央会が実施する、「令和4年度肥料高騰対策緊急支援事業申請兼助成金請求書」に記載の合計（申請金額）	円
--	---

3 助成金の交付申請に関する同意事項

<input type="checkbox"/>	下記について同意します。 ※左欄□に✓を記入してください。
・本事業の実施にあたって、山口県農業協同組合中央会が実施する、「令和4年度肥料高騰対策緊急支援事業申請兼助成金請求書」の写しを、防府市が取得することに同意します。	

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付決定通知書

先に申請のありました防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金については、防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、交付します。

記

交付決定額	円
振込日	年 月 日